

レンタルスペース一時使用申込書 兼 契約書【個人用】 あんしんトランクルーム保証 保証委託申込書 兼 契約書

株式会社エフ・アイ興産 御中

申込人は、別紙「レンタルスペース使用契約約款」、「保証委託契約約款」、「個人情報の取り扱いについて」記載の各条項を熟読し、その内容を十分理解して合意の上、レンタルスペース使用契約及び保証委託契約を申し込みます。また、申込人は、株式会社クレデンスが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、申込人の個人情報を収集・利用することに同意します。なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本契約の無効・取消を主張しないことを誓約します。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|------|---|---|---------|------|-----------------|---|---|---|---|
| 申込日 | | 年 | 月 | 日 | 利用開始予定日 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 使用者(乙)(申込者) | お名前 | フリガナ | | | | 性別 | (男) (女) (昭) (平) | 年 | 月 | 日 | 才 |
| | ご住所 | フリガナ | | | | 印 | | | | | |
| | 国籍 | | 〒 | | | 固定電話 | | | | | |
| | メールアドレス | | | | | | 携帯電話 | | | | |
| 予定保管品 | | | | | | 使用理由 | | | | | |

第二連絡先記入欄(申込者以外のご個人の連絡先を必ずご記入ください。※法人は不可となります。)

| | | | | |
|------|----------|---|------|---|
| 連絡先 | お名前 | フリガナ | 続柄 | 固定電話 |
| | | | | 携帯電話 |
| 勤務先 | 名称 | フリガナ | 電話 | 内線 |
| | | | | |
| 支払内容 | 支払委託を申込み | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ | 支払方法 | 口座振替 (支払日: 毎月27日) ※支払日前日までに預金口座にご入金下さい。 |

◆不法投棄禁止(不法投棄は告発される場合がございます)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|------------|-----------------|--------------|--|--|---|--------------|-----|------------------|--------|-----|---|----------|-----|---|----------|-----|---|----------|-----|---|--------------------|---|--------------------|---|--------------------|
| 契約日 | | 利用期間 | | 自 | ~至 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約物件 | 所在地 | フリガナ | 東京都豊島区西池袋4-21-2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 物件内容 | 〒 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | プラスワンストレージ椎名町・要町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 物件名 | 号室 | 号室 | 号室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 月額使用料等 | ①月額利用料 | 円 | ④月額利用料 | 円 | ⑦月額利用料 | 円 | ②月額保証料 | 600 | 円 | ⑧月額保証料 | 600 | 円 | ③決済サービス料 | 220 | 円 | ⑥決済サービス料 | 220 | 円 | ⑨決済サービス料 | 220 | 円 | 月額利用料等合計(①+②+③の合計) | 円 | 月額利用料等合計(④+⑤+⑥の合計) | 円 | 月額利用料等合計(⑦+⑧+⑨の合計) |
| 承認番号(審査後に使用) | | | | 承認番号(審査後に使用) | | | | 承認番号(審査後に使用) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| キャンペーン料金 | 円 | キャンペーン適用期間 | ~ | | その他条件等 | <input type="checkbox"/> キャンペーン料金適用 <input type="checkbox"/> 通常料金適用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座振替開始日 | 年 | 月 | 日 | 備考 | ・口座振替登録が完了するまでは、コンビニ払込用紙でのお支払いとなります。 ・その際の払込手数料はご契約者様負担となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

●ご記入はお申込人ご自身でお願いします。本申込後、弊社より緊急連絡先に確認のご連絡をさせて頂くことがあります。●審査に必要となる証明書等(運転免許証、等)につきましては、別途ご案内致します。●勤務先の在籍確認及びご本人様との申込内容の確認をさせて頂くことがあります。●審査の結果、保証をお受けできない場合がございます。

身分証で本人確認をした

| | |
|---|--------------------------|
| i | 契約事務手数料 (①+④+⑦) × 50% |
| 金 | 円 |

| | |
|----|-----------------------------|
| ii | 初回保証料 (①+④+⑦) × 50%(非課税) |
| 金 | 円 |

| | |
|----------------|---|
| スペース提供者 【甲】 | 株式会社エフ・アイ興産 新宿区西新宿6-18-1 住友不動産新宿セントラルパークタワー24F TEL: 03-6273-7838 FAX: 03-6273-7886 |
|----------------|---|

| | |
|-------------|---|
| 保証会社 【丙】 | 株式会社クレデンス 千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3F TEL: 0120-142-093 FAX: 0120-209-31 |
|-------------|---|

はい いいえ

通信欄

レンタルスペース使用契約約款

第1条 (総則)

本レンタルスペース使用契約約款（以下、「本約款」という。）はスーパース提供者である株式会社ユニアリアル興産（以下、「甲」という。）、使用者（以下、「乙」という。）、に対して、甲の所有または管理する施設（以下、「甲施設」という。）内にあって提供するすべてのレンタルスペースに関する契約約款及びその他の事項を定めるものとする。（以下、「個別使用契約」という。）に適用される。個別使用契約の定めが本約款の定めと矛盾する場合は、個別使用契約の定めが本約款の定めを優先することとする。

- 乙は、個別使用契約の締結前に必ず本約款の内容を確認することとし、個別使用契約を締結した時点で、乙に対して改訂（改訂があった場合は改訂後の内容を含む。）が適用されることと承諾する。
- 甲が本約款を変更する場合は、甲が乙への通知または甲のホームページ等において、甲の所有または管理する施設（以下、「甲施設」という。）内にあって提供するすべてのレンタルスペースに関する契約約款及びその他の事項を定めるものとする。（以下、「個別使用契約」という。）に適用される。個別使用契約の定めが本約款の定めと矛盾する場合は、個別使用契約の定めが本約款の定めを優先することとする。

第2条 (個別使用契約の締結)

乙が甲指定の申し込み方法を用いて申し込みを行い、甲がこれを承諾した時点で個別使用契約が締結される。

- 契約物件の利用方法は『レンタルスペース一時使用申込書契約書、あしんしんグループ保証委託申込書保証委託契約書』（以下、「申込書契約書」という。）に記載のとおりとする。
- 乙は、個別使用契約の締結と併せ、甲が指定する保証会社である株式会社クレデンス（以下、「甲」という。）の間で、保証委託契約（以下、「保証委託契約」という。）を締結しなければならない。

第3条 (基本的事項の確認)

個別使用契約において「取納物」とは、契約物件内乙が当該取納するすべての物品をいう。

- 甲は、個別使用契約が仮設の構造物である契約物件を一時的に利用する契約であることを認識し、また当該構造物の上部及び下部に空間を設けておける部分と区画も設けておらずに開放した状態にあり、かつ必要に応じて第三者に譲渡、担保を提供する用途が無くともを認識する。
- 個別使用契約は甲が乙に対し、一時的利用のためにスペースを提供するものであり、甲が乙より取納物を預かるものとし、乙の取納物を保管するものでもない。
- 乙は取納物を含む契約物件内すべての物品の管理に責任を負い、かつ、すべての物品の直接占有者となることを認識する。
- 乙は取納物を含む契約物件内すべての物品について事実及び法上の責任を負うものとし、当該物品に滅失、毀損等による損害が生じた場合、乙がその責めを負う。一方、甲は、債務不履行行為、不法行為等各自の目的を問わず、取納物を含むすべての物品に生じた損害について一切の法的責任を負わない。

第4条 (契約期間)

個別使用契約に基づく契約期間は、契約開始日より6月間とし、その後は1ヶ月単位の自動更新とする。また、契約期間満了の日より1ヶ月前までに、甲または乙により書面による契約終了（以下、「解約」という。）の申し出がなかつた場合、かつ乙引き続き利用義務を有すると甲が認めた場合は、個別使用契約は従前から自動的に自動更新される。

- 乙は、個別使用契約成立後、前回の契約期間開始前個別使用契約を解約する場合、解約に伴って発生する費用等に充当される所定のキャンセル料として、甲に対し金15,000円を支払うものとする。

第5条 (期間内解約)

契約期間中いつでも、甲または乙はその理由の如何を問わず、相手方に対し書面による事前通知を行うことで個別使用契約を解約できる。この場合、相手方に当該通知が到達した日の翌月末日をもって個別使用契約が終了する。ただし、左記期日より後の期間を希望し且つした場合は、当該契約の希望日とする月の末日まで個別使用契約を終了することができる。

乙は前項の予告期間に代り申込書契約書に記載の契約期間までの定期の利息または固定費用を解約希望日より相手方より支払うことになり、即時解約ができる。

第6条 (利用料等の支払い)

乙は、甲が請求（電子データによる請求も含む。）する利用料（以下、「利用料」という。）及びその他毎月定期の利用料と共に支払われる費用（管理手数料等）等合計の利用料（以下、「請求費用」という。）を甲が指定する集合住宅内各戸の扉裏面に于いて、翌月1日までに現金（銀行振込みの場合は控除済金）に支払うものとする。但し、月初の口座振替手続きを申込済みとする、甲申込み及び翌月申込み指定する金融機関へ、甲の指定する期日より前に振り込み支払うものとする。なお、支払に際しては発生する振替手数料等の費用は乙の負担とする。

- 口座振替による口座振替手数料（消費税込）は、乙の負担とする。
- 乙の預金残高不足により口座振替がなかった場合は、乙は、請求に甲に対し口座振替予定金額を支払うものとする。この場合、支払は甲の振替手数料（消費税別216円）を支払うとする。
- 乙が翌月分の金員を支払った後に個別使用契約が解除された場合であっても、契約期間中に乙が支払った金員は返還しない。
- 乙は個別使用契約に基づく利用料、固定費用等契約対象料金について法令の定めるところに従い消費税を付加して支払う。なお、契約期間中において、消費税率が変更された場合は、改正した消費税率に適用し消費税が過納された、以後の消費税率はで計算された消費税を付加して支払う。
- 請求に係る期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の利用料金日後に計算するものとする。なお、日割計算は1ヶ月を標準として計算する。

第7条 (利用料等の改訂)

契約期間中いつでも、物価の変動、利用料・固定費用等の相場変動、経済情勢の変化、公共料金等の変動等の事情により甲が利用料等の変更を必要が生じた場合は、甲は乙に書面による事前の通知により利用料等の金額を改訂することができる。

第8条 (遅延賠償金)

乙が利用料、固定費用等の甲に支払うべき金員の支払いを遅延した場合、甲は支払日間の翌日から支払日至るまで、当該遅延した支払金額に対し年率14.6%（年365日）の日割計算を発生した金額を請求することができる。但し、乙はこの遅延賠償金の支払いにより、甲に乙が当該契約の責任を負われるものではない。

なお、前項の場合における督促にかかる費用については、甲は乙に対しその実費の負担を請求できる。

第9条 (特別出納)

甲は乙に対し、その理由の如何を問わず乙の要請により甲または甲が委託した者がセキュリティカードの発行・改訂、鍵の複製等のサービスを提供した場合は、1回の出納につき金15,000円（消費税別）を費用を請求することができる。甲または甲が委託した者は、即時の出納若しくはその費用を請求する日に支払うことには同意するものではない。

前項の金額を超える費用については、甲は別途乙に対しその実費の負担を請求することができる。

第10条 (取納物管理責任 損害の発生)

- 甲は、甲または第三者に損害を及ぼすことのないよう善良なる管理者の注意をもって契約物件を使用し、契約物件内の取納物を管理、保管する責を負う。また、乙の依頼若しくは承諾によりこの家族・友人・知人等を（以下「本件関係者」という。）が取納物の搬出入を行う場合、乙の履行補助者としてその行為により乙が責めを負う。
- 乙は自己の契約物件内の取納物により、カビ等の菌類、サビ、臭気等が発生する等、乙の責めに帰する事由により甲または第三者に悪影響を及ぼすおそれがある事実が生じたことを発見した場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示に従わなければならない。なお、これに起因して契約物件並びに甲施設、敷地の清掃や害虫駆除、他の契約者の取納物の移動、その他甲が何らかの措置を施す必要が生じた場合、乙はその費用を負担しなければならない。
- 甲が別途契約物件利用に関する利用規約を制定し、若しくは乙に対する指示等を行う場合、乙はこれを遵守して契約物件を利用しなければならない。
- 乙は乙自身または本件関係者の責めは乙の責任により、甲または本件関係者による損害について、その全額を賠償する責めを負う。
- 個別使用契約に基づく甲施設、契約物件所在地において乙または本件関係者による物品類の搬出入時等に、故意・過失を問わず契約物件及び甲施設の設備等を破壊、汚損した場合は、乙はその損害の責を全くとる。第13条に定める賠償取納物による損害が発生した場合であっても、乙はその責全である。
- 乙は少なくとも毎月1回以上契約物件の扉を開け、取納物の収納状態等の点検をしなければならない。

第11条 (通知義務)

乙は、個別使用契約が終了するまでの間、その終了事由の如何を問わず、甲に届け出る事項に必要が生じた場合は、甲に対し直ちに変更等の事項を書面にて通知し、甲が承認（承諾）を得なければならない。また、変更した事項の住所・氏名（本件・商標）である場合は、これを証する公的書面（住民票等商業登記簿謄本）を添付書類として通知する。

- 乙は、契約物件並びに隣接する他の物件に異常を発生した場合は、速やかに連絡のうえ、かかる異常に甲の物件管理に協力しなければならない。

第12条 (通知及び意思表示)

甲が乙への通知・連絡し、個別使用契約に示された乙の住所（第11条より変更の届け出があった場合は、当該変更後の住所）宛て書面にて送達した場合、当該意思表示は当該送達をもって有効に乙に到達したものとみなし、送達時効力を生ずるものとする。また、乙が甲に届け出た、メールアドレスに宛てた電子メールにより発信した場合には、当該意思表示は当該発信をもって有効に乙に到達したものとみなし、発信時効力を生ずるものとする。

- 前項の発達または発信が乙が受領しなかった場合であっても、乙は当該発達または発信された意思表示が、当該発達または発信の時に効力を生じることに対し異議を述べることができない。
- 甲は、乙からの通知・連絡及び意思表示を甲が指定する様式の書面によって行うことと乙に対して請求することができる。乙はかかる請求に応じなければならない。
- 前項の場合、当該書面の甲への到達をもって、有効な通知、連絡及び意思表示があったものとする。

第13条 (禁止取納物)

乙は、契約物件内乙が次の動産類を取納してはならない。

- 現金・貴金属・宝石・有価証券・各種金券・通帳・印章・重要書類・書画・背画・美術品・高級衣類・高級家具・高級家電・その他貴重品。
- 食料品・毛皮・革製品等の他温度、湿度等の管理条件が厳しいもの。
- 解凍、解凍、解凍、引火装置、自動燃焼（ガス・ガス・ガス・ガス・ガス・ガス・ガス・ガス）や火器・銃器・刀剣類等、銃刀類に該当するもの。

- 麻薬、大麻及び薬物法に違反する薬物、毒物、その他、法令上所禁、保管、処分が禁じられているもの。
- 産業廃棄物・建築ガク・腐敗物・汚染物や臭気、臭気等を発生しているものまたはそのおそれがあるもの。
- 水分・蒸気・砂塵を発生するものまたはそのおそれのあるもの。
- 腐蝕性の液体・腐蝕性・燃焼性・爆発性・その他危険な物質。
- 重量（50kg/m²を超えるもの）や高さ、丈等が契約物の規格に合わないもの。
- 乙が自己の責任において管理できないもの。
- 他の契約者の権利、物件等に悪影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 自動二輪車・電動自転車等動力付いているもの。
- 危険物の総則（契約物の取付位置を基準として規定）が30万円を超えるもの。
- その他、レンタルスペースに取納することが適当でないと甲が認めるもの。

第14条 (禁止事項)

乙または本件関係者は、契約物件の利用に際した行為をしてはならない。

- 契約物件を住居、娯楽等々の目的で利用すること。
- 契約物件内外のスペース並びに甲施設、敷地内において宿泊、滞在、飲酒、飲食、営業行為等を行うこと。
- 契約物件内外のスペースならびに甲施設、敷地内において調理、火気類を使用すること。
- 大声、騒音等その他近隣に迷惑・不快感を与えるおそれのある行為を行うこと。
- 契約物件の改造、模様替え、釘打ち、ねじ止め、ビス、フック等の設置、シール貼り、その他現状を変化させること。
- 甲が認める場合を除き契約物件に甲が指定する以外に線・縄を用いること。
- 乙は契約物件のスペースに物を駐車できないこと。
- 契約物件を営業兼用として利用すること。
- 契約物件に駐車場が設けられている場合は、物件所在地に取納物の搬入以外の目的で車輛を駐車すること。
- 前法、公序良俗に反すること。
- その他、個別使用契約及び甲が定める利用規約に反すること。

- 乙は契約物件を営業兼用として利用すること。
- 契約物件を営業兼用として利用すること。
- 契約物件に駐車場が設けられている場合は、物件所在地に取納物の搬入以外の目的で車輛を駐車すること。
- 前法、公序良俗に反すること。
- その他、個別使用契約及び甲が定める利用規約に反すること。

- 乙は契約物件を営業兼用として利用すること。
- 契約物件を営業兼用として利用すること。
- 契約物件に駐車場が設けられている場合は、物件所在地に取納物の搬入以外の目的で車輛を駐車すること。
- 前法、公序良俗に反すること。
- その他、個別使用契約及び甲が定める利用規約に反すること。

以上に記載する事由により生じた損害等については、乙は甲に対し一切損害（直接・間接）を問わないし、付随する二次的な損害や毀滅的損害等の賠償を請求することができない。

第15条 (甲の責任の限定)

- 甲は、甲の故意または重大な過失により乙に損害が生じた場合、かかる損害を賠償する責を負う。なお、甲が責めを負う取納物の損害の認定に於いては、取納物の客観的に評価された時価を超えることはなく、乙等の主観的評価により増加する価値は存在しない。
- 前項の場合を除き、甲は取納物の毀滅、滅失したとき乙が契約物件を使用した、または使用できないことにより、乙及び本件関係者生じた特別、付随的、偶発的、間接的、または結果的損害（営業利益の損失、事業の中断、営業情報の喪失、または乙の他の法的喪失による損害等）に対しては予見の有無を問わず一切の責任を負わない。

第16条 (甲の責)

- 以下に記載する事由により生じた損害等については、乙は甲に対し一切損害（直接・間接）を問わないし、付随する二次的な損害や毀滅的損害等の賠償を請求することができない。
- 天然地災。
- 戦争、内乱、労働争議、盗難、第三者の不法行為、その他甲が注意を怠らなかつた偶発的な事件事故。
- 停電、通信障害、その他契約物件の所在地に甲施設、設備等における不可抗力として予測または突発的な破壊、障害。
- カビ、サビ、結露、漏水、虫害、砂害、ネズミ等による被害。
- 取納物の性質、欠陥、荷造りの不具合、自然損傷・経年劣化等による取納物の滅失、毀損等。
- 第13条に定める禁止取納物を取納してした場合。
- 乙の個別使用契約の違反、及び管理運営違反等により甲が乙に対し注意・警告したにもかかわらず、乙がこれに反しない場合または乙若しくは乙が本件関係者等の故意・過失がある場合。
- 公共事業に關する収容、区画整理、その他公権力の行使、または土地・建物の所有者等からの個別使用契約に関する甲施設、設備等に対する明渡し請求により個別使用契約における契約物件の使用制限が原因となつた場合。

第17条 (保険の付保)

甲が指定する保証会社に（以下、「保証会社」という。）との間の契約により、契約物件内の取納物の火災、盗難等による損害を補償するための損害保険（補償限度額は15万円）を契約物件の保証会社に甲の負担に基づき加入する。

- 前項の損害賠償額は保証会社の規程に基づき行われる。上記の補償額を超える損害は乙が自らまたは乙の代理人の損害であつても、すべての火災・盗難等による損害及びすべての取納物に於て補償されるものではない。ただし、保証会社が保険金の支払いを承認しない損害については、甲はその責任を一切を負う。
- 乙は、甲が指定する保証会社の変更または保険条件の変更により、補償される限度額・補償範囲が変更され、または損害賠償の補償対象外となる可能性があることを承認する。

第18条 (鍵・カードキー)

- 甲は乙に対し契約物件の利用するための鍵、カードキーを貸与する若しくは暗証番号を発行する。なお、甲が指示の鍵、カードキー等を使用しても甲が責任を負い、盗難等が発生した場合は補償対象外となる場合があるものとする。
- 乙は甲が自己の責任において、前項により貸与する鍵・カードキーを複製し、鍵・暗証番号・暗証番号（以下、「鍵等」という。）を管理するものとし、鍵等の紛失、盗失、盗難、失念、第三者による偽造・盗用、第三者への貸与・譲渡等から生じる乙及び取納物に関する損害について、甲は一切の責を負わない。
- 乙は本条により貸与された鍵等を複製してはならず、第三者に譲渡、貸与、担保提供等してはならない。

- 乙は本条により貸与された鍵等を紛失・毀損等し、盗難等された場合は自らに甲に報告しなければならない。なお、この場合、乙は甲に再交付手数料と鍵等1枚（あたり金10,000円（消費税別））を支払う。
- 個別使用契約が終了する場合は、乙は契約終了日までに甲（郵送の場合は配達証明付の郵便または宅配便にて契約終了日必着）に、貸与された鍵等を返却しなければならない。当該日以後、甲は乙が鍵等の返却を確認できない場合は、乙による鍵等の紛失とみなし、甲は前項の再交付手数料を請求できる。

第19条 (表明・保証)

甲および乙は、本件使用契約締結時において、自ら（法人の場合は、その役員、親会社、関係会社、主要株主を含む）が適法な社会的・政治的・宗教的団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号、その後の改正を含む。）第2条の指定暴力団または指定暴力団連合またはその他集団的または常習的に暴力的な行為を遂行するおそれがある団体（以下、「暴力団等」という。）ない、暴力団等であった団体等も含む。）、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体（以下、「大量殺人団体」という。）の構成員（または構成員であった）若しくは本件関係者、またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証する。

第20条 (取納物の取扱い)

個別使用契約が解除（解除を申し）され、若しくは乙が個別使用契約条項の一つでも違反した場合、甲は何ら催告なく乙の契約物件に対して、第25条で規定する譲渡担保の実行の一環として、破綻のうえ契約物件内の確認・取納物の移動を、または譲渡の有無を問わず新たな施設をすることができ、これによって乙に損害が生じても、乙は甲に何ら賠償をも請求してはならない。

- 甲は甲の所有する業務（以下「甲指定業者」という。）が契約物件ならびに甲施設、設備の維持管理を目的とした点検・補修・補強工事等の作業のため、または緊急かつ安全確保等の理由により、契約物件に入居する事を要する場合には、甲または甲指定業者は乙に催告することなく契約物件に入居することができる、契約物件内にある取納物の移動、処分を含め必要な措置を講ずることができる。
- 前項において甲が契約物件に入居した事由が乙の責に帰すべき場合には、これより甲が生じた損害等、乙は負担しなければならない。
- 乙は、必要があるときは、乙に対し通知をすることができ、同一の甲施設内契約物件を移動し、または甲施設内の通路を変更する等の措置を講ずることができる。

第21条 (契約の解除)

乙以下に記載する事由の一つでも生じた場合には、甲は相当の期間を定め催告しうすて個別使用契約を解除することができる。但し、本条①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩の場合は甲が乙に何ら催告をなした通知なく、直ちに個別使用契約を解除すると同時に乙のカードキー等の登録を抹消し、甲施設内への入りを禁止することができる。契約解除後、甲は間接または他の手段を用いて契約物件内部の点検をし、取納物の有無にかかわらず新たに施設し、契約物件内の取納物の一切を個別使用契約第24条の規定による譲渡担保の実行として、処分できる。なお、この場合において第22条第2項より同6項までの規定を準用する。

- 利用料・固定費用、その他個別使用契約に基づき乙が支払うべき金員の支払いを1ヶ月以上遅延したとき。
- 甲が、通常の手段を用いて乙の届け出た連絡先（自宅電話・携帯電話・緊急連絡先・勤務先等）に連絡しても10日以上乙と連絡が取れないとき。
- 乙の届け出による甲の認識済住所にて、電気・ガス・水道の契約状況若しくは郵便物の状態等から、通常の生活を営んでいないと判断されたとき。
- 乙が甲に対し1ヶ月以上、催告の届出がなく連絡が取れないとき。
- 甲に対する申告、報告等に虚偽または重要な部分において正確な事実・資料の省略・誤解を生じさせる行為を行ったとき。
- 故意、過失を問わず甲または第三者に重大な損害を及ぼしたとき。
- 第三者により仮差押、差押・仮処分・その他強制執行若しくは競売の申立てまたは、銀行取引停止処分、公私的な強制執行等の信用失効行為をしたとき。
- 盗難・解雇、会社更生・民事再生、特別清算等の申立てまたは、振出し小切手および振出用紙が不渡りになったとき。
- 乙若しくは本件関係者等が反社会的勢力であると認められたとき、または反社会的勢力のために自己の名義を利用させ、個別使用契約を締結したとき若しくは反社会的勢力のために契約物件を使用したと認められたとき、及び反社会的勢力が契約物件の所在地に甲施設、敷地内にありさせたとき。
- 乙または本件関係者等が、逮捕・起訴・刑事処分を受けたとき、若しくは捜査機関より提訴を受けたとき。
- その他個別使用契約並びに甲が別途定める利用規約の一つでも違反したとき。

第22条 (契約の終了・明渡し)

個別使用契約が期間満了、期間内解約、第21条の契約解除、その他の事由により終了した場合は、乙は契約終了日までに契約物件内の取納物を撤去し甲より貸与されたものを返却しうす。必要とされる限り、契約物件を原状（契約締結時の状態）に復し甲に明渡し返還しなければならない。但し、第21条に基づく甲の契約解除の行使若しくは第5条に基づく期間内解約により、個別使用契約が即時に終了した場合は、乙は直ちに上記の明渡しを行うものとする。

- 前項にかかわらず、乙（本件関係者等を含む）が契約物件の明渡しをしない場合には、甲は乙への事前の通知・同意なく、間接または他の手段を用いて契約物件内に立ち入り、これらをもって取納物の移動をせよとせし、これに要した費用は乙の負担とする。
- 甲が前項の取納物返却する場合には、契約物件内乙の所有する取納物・取納物がある場合、乙は当該取納物・取納物の所有権を放棄したことを認めるものとし、甲はその放棄により当該取納物・取納物の移動・処分を含め必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれにつき一切の異議を申し立てない。
- 前二項において、甲が負担する費用が生ずる場合は、甲はこれらの費用のすべてを乙に請求することができる。

- 前二項において、甲が負担する費用が生ずる場合は、甲はこれらの費用のすべてを乙に請求することができる。
- 乙は乙に対し、月額利用料・固定費用等の2倍に相当する損害金を請求することができる。
- 解約月においては、常に月末締めとするため利用料・固定費用等の日割精算は行わない。また、解除により契約終了となつた場合も同様に日割精算が行わない。

第23条 (不可抗力)

乙は、個別使用契約に基づく、行政処分等事由として、甲の債務が履行不能または不完全履行の状態に陥つた場合、甲は、甲が期間を要せずに、個別使用契約を解約することができる。なお、かかる行為が甲によって蒙った損害について甲何らの責任を負わず、乙は名目の如何を問わず、甲に対して金銭その他の請求をすることができない。

第24条 (集合体譲渡担保契約の予約)

個別使用契約に基づき、乙が特約負担する一切の債務の担保として、乙は甲との間で、取納物に対し、甲を予約債権者とし、占有改定により当該取納物を譲渡することを内容とした集合体譲渡担保契約を締結する。

- 同集合体譲渡担保契約の担保額は30万円とし、債権の範囲は個別使用契約に基づき甲への利用料・固定費用等の連帯を含む一切の債務とする。
- 個別使用契約第21条に記載の事由の一つでも発生したとき、甲は乙に対し、予約完結履行の意思表示を行うことができる。但し、第21条③・④の場合、乙は直ちに甲が乙に同意するものとする。乙は、甲が承諾する。

第25条 (集合体譲渡担保の責)

- 甲は、第24条第3項の予約完結履行の行使が行われた後、その放棄により、甲が乙に対して行為を要する一切の費用は乙の負担とする。
- 取納物を別途管理すること。
- 取納物に瑕疵と認められる方法、時期及び価格により取納物を換価処分または自ら取得してその処分代金を当該取得金から連帯責任を免除した残額を個別使用契約に基づき乙が甲に対する債務の充当に充てること。
- 乙は、甲が乙に取納物を譲渡すること。
- 取納物の処分若しくは換価の困難な場合には放棄すること。

- 甲は前項に基づく取納物の処分または取得の結果、その処分代金を取得代金から連帯責任を免除した残額から個別使用契約に基づく乙が甲に対する債務の控除し、なお残額が生じたとき、かかる余額を乙に返還する。
- 乙は甲が本条に定める予約完結履行の行使に際し、合理的な保管措置を確保すること（但し、当該契約物件の同程度の耐久性及び性質を有することとは保証しない）に異議なく同意する。
- 乙は甲が予約完結履行の行使した結果について、甲に対して請求を行う一切の権利を放棄する。なお、本条は、甲が個別使用契約に基づく乙が甲に対する債務の未払金を返却するための法的措置を講ずることを妨げない。

第26条 (セキュリティ上の問題)

乙は、甲施設への出入りを監視するために設置されたカメラで撮影・録画されたデータ、及びセキュリティ記録等、甲が防犯記録として撮影・記録日より一定期間保持することとする。

第27条 (個人情報)

甲は、個人情報保護の重要性を認識し、個別使用契約による業務の実施に当たっては個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 甲は、個別使用契約による業務に関して知り得た個人情報や、個別使用契約の目的を達成するために必要な範囲外では使用せず、また正當な理由なく第三者に開示してはならない。

第28条 (準拠法)

本約款および個別使用契約の準拠法は、日本法とする。

第29条 (論争事項)

本約款および個別使用契約に定めがない事項ならびに本約款及び個別使用契約における事項の解釈に疑義を生じたときは、法令にない限り、甲の同意をもらって協議し、その解決したものとす。

第30条 (合意管轄裁判所)

甲及び乙は、本約款および個別使用契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専断的合意管轄裁判所とするに同意する。

以上

個人情報の取扱いに関する同意事項
契約者及び連帯保証人は、本件保証委託契約を含む株式会社クレデンスとの取引の与信判断および与信後の管理業務のため、以下の個人情報保護方針ならびに個人情報の取扱いについて確認し、株式会社クレデンスが収集、利用し、管理することに同意します。

個人情報保護に関する方針

株式会社クレデンスは各種債務保証に関する業務を行うにあたって、個人情報を様々な形で取扱っております。事業活動を通じてお客様から取得する個人情報(以下、「個人情報」という。)は、当社にとって大変重要な情報資産であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。よって当社は、個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報を正確かつ誠実に取り扱うため、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、お客様の個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

1. 個人情報保護の重要性を当社事業に従事する役職員一同が認識し、当社の事業目的を遂行する範囲内で、適法かつ公正な手段によって、これを取得、利用及び提供します。また、個人情報の目的外利用については一切これを行いません。目的外利用の必要が生じた場合、新たな利用目的の再同意を得た上で利用します。
2. 個人情報に関する法令、国が定める指針その他の規範(以下、「法令等」という。)及び個人情報保護マネジメントシステムを遵守し、個人情報を誠実に取扱います。また、法令等を常に把握することに努め、役職員、取引先に周知し順守いたします。
3. 個人情報の漏えい、滅失又はき損等の危険に対し、技術面及び組織面において合理的な安全対策、防止措置を講じます。また、定期的な点検を実施し、発見された違反、事件及び事故に対して、速やかにこれを是正するとともに、弱点に対する予防措置を実施します。役職員、取引先には安全に関する教育を徹底いたします。
4. 当社の個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関する苦情及び相談については、受け付け次第、適切、かつ、迅速な対応をいたします。また、その体制、手順については確立・整備をおこない、常に適切に対応出来る体制を維持してまいります。

5. 個人情報を適正に利用し、またその保護を徹底するために、内部規程順守状況を監視及び監査し、違反、事件、事故及び弱点の発見に努め、経営者による見直しを実施します。これを管理策及び内部規程に反映することで継続的に個人情報保護マネジメントシステムを見直し、改善していきます。なお、改善については法令等及び JISQ15001 に準拠いたします。

個人情報の取扱いについて

1. 事業者の名称
株式会社クレデンス
2. 個人情報の管理体制
当社は、個人情報の取扱いに関する社内規程を定め、当社個人情報の取扱いの総責任者となる個人情報保護管理者のもと各部門個人情報管理者を選任し、個人情報の管理体制を整備しています。
3. 個人情報の利用目的
 - ①契約取引の審査連絡・報告
 - ②契約の締結、履行及び管理
 - ③求償権の行使及び債権管理
 - ④家賃収納管理業務
 - ⑤問合せ・相談内容に対する回答、確認
 - ⑥その他上記各号に付随する業務
4. 個人情報の第三者提供について
お預かりした個人情報を、ご本人の同意なく第三者へ提供することはありません。個人情報を第三者へ提供する場合には、法令に基づく命令などを除き、必ず事前にお客様の同意をいただいた上で行います。
5. 個人情報の取扱いの委託について
当社では上記の利用目的を遂行するために、お預かりした個人情報を第三者に委託することがあります。個人情報を委託する場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選び、指導・管理を実施し、適切に取扱います。
6. 開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口について
提供いただきました個人情報の開示等(利用目的の通知、内容の照会、訂正、追加、削除、利用・提供の拒否)の請求につきましては、当社所定の窓口にて、合理的な範囲で適切に対応致します。その際は、当社指定の必要書類にてご本人様及び請求内容の確認をさせていただきますので、以下のお問合せ窓口よりお申し出下さい。
【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先】
個人情報保護相談窓口

Tel. 03-5213-1122

Mail:privacy@credence-credit.co.jp

7. 個人情報をご提供いただくにあたっての注意事項
個人情報をご提供いただくかどうかは、お客様の任意となります。ただし、個人情報の提供に同意いただけない場合、上記利用目的を遂行できない場合がございます。
8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得
当社では、本人が認識できない方法によって個人情報を取得することはありません。万一、上記のような個人情報の取得を行うときは、その旨を本人に通知し、同意を取った上で取得いたします。
9. 個人情報の安全管理措置について
JISQ15001:2006(個人情報保護マネジメントシステム 要求事項)に則し、徹底した情報管理教育のもと、保有、利用する個人情報の漏えい、滅失又は棄損を防止するために、適切なセキュリティ対策を実施して個人情報を保護いたします。

あんしんトランクルーム保証 保証委託契約約款

賃借人(以下「乙」という)と株式会社クレデンス(以下「丙」という)は、賃貸人(以下「甲」という)と乙との間で締結されたレンタルスペース(以下「本物件」という)に係る一時使用契約(以下「原契約」といい、一時使用目的の賃貸借契約を含む)に関し、次のとおり保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(保証委託契約)

- ① 乙は丙に対し、原契約に基づいて乙が甲に対して負担する債務に関し、次条以下に定める内容に従い連帯して保証することを委託し、丙はこれを受託する。
- ② 丙は、乙から保証委託の申し込みを受け、その保証委託を引き受ける場合には、丙が承認した承認番号を交付することをもって受託の証とする。

第2条(保証料)

- ① 乙は丙に対し、下記に定める保証委託契約書(以下「本契約書」という)記載の保証料を支払うものとする。
 - i. 「年間保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、本契約締結以後1年毎に年間保証料を支払うものとする。
 - ii. 「月次保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、その後、本物件使用月の前月末日までに当該使用月分の月額保証料を支払うものとする。
- ② 本契約は、保証会社が承認した承認番号の記載のある本契約書を保証会社が受領し、且つ保証会社指定の銀行口座に初回保証料が振り込まれたときに効力を生じるものとする。
- ③ 原契約が期間満了前に終了した場合であっても、乙は第1項により支払った保証料の返還を請求しないことを予め承諾する。

第3条(保証範囲)

- ① 乙が甲に対して負担する債務のうち、丙が甲に対して連帯して保証する債務の範囲は下記のとおりとする。
 - i. 原契約に基づいて乙が負担する滞納使用料等
 - ii. 原契約が解除された場合に生じる解除後、本物件明渡しまでの間の使用料等相当損害金
 - iii. 本物件明渡しまでに要する通知、

支払督促、訴訟、本物件内に残置された動産の撤去、保管、処分その他法的手続きに必要な費用(弁護士費用を含む)

- ② 前項第1号および第2号に定める保証履行の限度額は、第1号および第2号を合算して使用料等の6ヶ月分相当額とし、丙は甲に対し、保証限度額から丙の保証債務履行額(乙から現実に回収した求償金は除く)を控除した金額の限度内において保証責任を負担する。

第4条(免責事項)

- ① 丙は、以下の債務については、特約なき限りその責めを負わない。
 - i. 滞納使用料等の遅延損害金等
 - ii. 原契約の早期解約時における違約金等
 - iii. 解約予告通知義務違反の場合における違約金等
 - iv. 原状回復費用
 - v. 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
 - vi. 火災、ガス爆発、自殺等、乙の故意・過失によって生じた損害
 - vii. 乙が刑事事件等に関与したことにより、公的機関からの捜査により逃亡もしくは身柄拘束または収監された期間中およびその期間以後に履行遅滞に陥った使用料等
 - viii. 乙が甲の承諾なく鍵を交換した場合の、開錠費用・鍵交換費用
 - ix. その他、前条①に含まれない債務
- ② 甲又は甲の代理人である管理会社が以下に該当したときは、丙は甲に対する保証債務について、該当する部分に関する責任を免れる。
 - i. 乙が使用料等の全部又は一部を滞納したにも拘らず、甲が丙に対し、当該使用料等の支払期日の翌日から起算して1ヶ月以内に滞納報告をしなかったとき
- ③ 甲又は甲の代理人である管理会社が以下の各号の一つにでも該当したときは、丙は本契約に基づく一切の保証債務について責任を免れる。この場合、保証会社が既に保証債務を履行していたときは、甲は丙に対し、当該履行額に相当する金額を直ちに返還しなければならない。
 - i. 原契約及び本契約について、故意又は重大な過失により、丙に対し、事実と異なる報告・説明・取次ぎ等をしたとき
 - ii. 乙が原契約に違反した際の、原契約解除及び本物件明け渡しの

速やかな実現に向けて、丙に対する協力をしないとき

- iii. 甲が原契約における地位を第三者に承継する以前に、本契約の承継について、甲、本契約の承継人及び丙が事前に書面で合意していないとき
- iv. その他、前各号に関連する、または相当する事象が発生したとき

第5条(原契約記載内容の変更の届出)

本契約締結後、原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は原契約が終了となったときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

第6条(保証債務の履行)

- ① 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して何らの通知なくして保証債務を履行した上、次項に基づき求償することができる。
- ② 丙が保証債務の履行をしたときは、乙は丙に対し、その保証履行額、保証履行に要した費用その他求償実行または保全のために丙が負担した費用を速やかに償還しなければならない。
- ③ 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、乙は丙に対し、使用料等の支払日の前日までにその事由を連絡しなければならない。
- ④ 乙は前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

第7条(事前求償)

- ① 乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - i. 原契約又は本契約の各条項の一つでも違反したとき
 - ii. 仮処分、仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき
 - iii. 破産、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - iv. 原契約記載内容の変更に関する届出を怠るなど、乙の責めに帰すべき事由により丙に乙の所

在が不明となったとき

- v. 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ② 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第 461 条(主債務者の免責請求)に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第 8 条(遵守事項)

- ① 乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。
- ② 原契約が事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲に対し、物件を速やかに明渡さなければならない。

第 9 条(特則)

- ① 乙に使用料等の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、文書の差置、封書による通知など相当の手段・方法により支払の督促をすることができる。
- ② 乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に変わって原契約を解除する権限をここに授与する。
- i. 乙が、原契約に基づく使用料等の支払を相当期間行わなかったとき
- ii. 丙が、賃借人から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができないとき。
- ③ 前項による他、法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は乙に代わり原契約を解除できる。
- ④ 法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は、甲から本物件の合鍵を借り受けて本物件に立ち入ることができる。
- ⑤ 解除その他の理由により原契約が終了した後、相当期間を経過しても乙が本物件の明渡しを完了しないときは、乙は丙に対し、丙が本物件の明渡し手続をすることを予め承諾する。この場合乙は本物件内に残置された動産類の所有権を放棄し、丙の自由な処分に委ねるものとする。

第 10 条(集合物譲渡担保)

- ① 乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため、本物件内に存する一切の動産類(以下「担保動産」という)につき譲渡担保

を設定し、本物件内に搬入された全ての動産は、搬入に際し特段の意思表示なくしても、占有改定の方法により丙に引き渡されたものとする。

- ② 乙は、原契約の存続中、担保動産を自由に搬出または処分することができ、搬出又は処分された動産は担保動産から除かれるものとする。
- ③ 原契約が終了した場合、丙は本物件内の担保動産の占有を本物件の外に移すことができる。
- ④ 原契約が終了し、乙の丙に対する債務が不履行の場合は、丙は乙に対し、債務の履行を催告するとともに、譲渡担保を実行する旨の通知を乙の届出住所に発送し譲渡担保権を実行することを公示する。前記の通知あるいは公示にもかかわらず、乙から丙に対し債務の履行がない場合は、通知の日から 15 日を経過した以降は、公正な第三者の立会いの上、担保動産を譲渡又は廃棄等の任意の方法により処分することができ、その場合、それに要した経費を除いて、なお換価金に余剰のあるときは乙の丙に対する債務の弁済に充当することができる。

第 11 条(清算金の交付)

原契約に基づく甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領して、乙の丙に対する債務の弁済に宛てることができるものとする。

第 12 条(保証期間)

- ① 本契約に定める丙の甲に対する保証の有効期間は、保証契約日より乙が本物件の明渡しを完了するまでとする。
- ② 前項にかかわらず、以下の定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による承諾があった場合はこの限りでない。
- i. 本物件の用途が変更された場合
- ii. 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
- iii. 原契約に基づく賃貸借の譲渡・変更がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合
- iv. 原契約の内容に重大な変更があった場合

第 13 条(再委託)

丙は、本契約に基づき乙から受託または授権された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第 14 条(追加的措置)

丙が本契約の目的を達するために必要と認めた場合、乙は、丙からの請求に基づき、速やかに契約書その他の必要書類を作成し、丙に交付するものとする。

第 15 条(合意管轄)

本契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

第 17 条(賃料等の集金・送金)

- ① 乙が、原契約に基づき甲(甲の代理人である管理会社または原契約を仲介する仲介会社を含む。以下、本条において同じ)に支払う賃料等の集金・送金業務については、別途、甲と丙とで締結した「賃料等の収納代行に関する契約書」に基づき、丙が行うものとする。
- ② 丙が乙から賃料等を集金する方法は、預金口座振替規定に基づき、乙の指定した預金口座から引き落とすものとする。
- ③ 前項に定める賃料等の引き落とし日は、毎月 27 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)とする。
- ④ 丙は、乙から集金した賃料等を、甲の指定した口座に送金するものとする。
- ⑤ 丙が賃料等の集金・送金業務を行うにあたり、本契約書に記載の決済サービス料を徴収するものとする。また、決済サービスは乙の負担とする。